

許可番号 03650012641

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福岡県田川郡香春町大字中津原1974番地の2
氏 名 河津産業株式会社
代表取締役 河津 浩一

優
良

第14条の4第1項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 の許可を受けた者であることを証する。
~~第14条の5第1項~~

徳島県知事 後藤田 正純



許可の年月日 平成29年 6月13日

許可の有効年月日 令和6年 4月17日

1. 事業の範囲

裏面記載のとおり

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成24年4月18日 新規許可
平成29年6月13日 更新許可
令和5年9月19日 変更届出(商号の変更)

5. 積替え許可の有無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

1. 事業の範囲

(1) 積替え
なし

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオペンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類であるもの、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、ベンゼンを含むことにより有害なものに限る。)

廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオペンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオペンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

鉱さい (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)

ばいじん (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

廃石綿等

(以上8種類)

以下余白